

福岡県における冬季の節電への取組み
～無理のない節電定着に向けて～
(平成25年度冬季)

平成25年11月12日

福岡県緊急節電対策本部

目 次

はじめに	1
1 今冬の電力需給見通し	2
2 節電の基本方針	3
3 節電の取組み	4
(1) 県から九州電力(株)への要請	4
(2) 県自らの取組み	4
(3) 事業者における取組み	8
(4) 県民(家庭)における取組み	1 2
(5) 県民・事業者への速やかな情報提供	1 4
(6) 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進	1 5
(7) 電力供給力確保に向けた取組み	1 5

はじめに

県では、電力需給のひっ迫が懸念され、数値目標を伴う節電要請がなされた平成23年度冬と平成24年度夏に「福岡県節電対策方針」を策定し、また、数値目標を設けない節電要請がなされた平成24年度冬以降は、「福岡県における節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～」を策定し、県民、事業者の方々と一体となって、節電の取組みを進めてきました。

平成25年度の夏は、「数値目標を設けない節電」の要請がなされたものの、九州電力管内においては、記録的な猛暑となり、需給が厳しい状況になる日もありましたが、今夏の最大電力は、気温の影響を除くと、平日平均で平成22年に比べ10%程度減少するなど、節電の取組みが定着してきたことを実感できるようになりました。

今冬については、平成25年11月1日に政府（電力需給に関する検討会合）が決定した「2013年度冬季の電力需給対策について」の中で、九州電力管内では、平成23年度並みの厳寒を想定した場合でも、電力の安定供給に最低限必要な予備率を確保できる見通しであり、それを実現するためには、節電の取組みが継続されることが前提となっていることから、現在定着している節電の取組みが、無理のない形で確実に行われるよう、数値目標を設けない節電の要請がなされたところです。

このように、今冬は、数値目標を伴う節電が求められている状況ではありませんが、エネルギー・電力を効率的に使う観点から、引き続き県民生活や経済活動に無理のない範囲で節電を行い、更にこれを定着させていく必要があります。

このため、本県では、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で無理のない範囲での節電に取り組めるよう、「福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～」を示し、各主体の自主的な取組みを促し、県民、事業者の方々と行政が一体となって、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的発展を確保するための取組みを進めてまいります。

1 今冬の電力需給見通し

平成25年11月1日、政府の電力需給に関する検討会合において、九州電力管内における今冬の電力需給見通しが示された。

今冬の電力需給は、平成23年度冬季並みの厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できるとの見通しとなっているものの、現在定着している節電の取組みが、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、数値目標を設けない節電の要請がなされた。

今冬の需給見通しには、国の「電力需給検証小委員会」において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家に対して、節電の確実な実施が要請されている。九州電力管内においては、節電の定着分（平成22年度最大電力比）として▲4.1%を見込み、節電を行うに当たっての目安となるとされた。

節電要請期間及び時間は、平成25年12月2日（月）から平成26年3月31日（月）までの平日（ただし、12月30日（月）及び31日（火）並びに1月2日（木）及び3日（金）を除く。）の8時から21時での時間帯とされた。

□九州電力管内の今冬の電力需給見通しについて

発電端：万kW	12月	1月	2月	3月
需 要	1,470	1,536	1,536	1,301
供 給 力	1,519	1,584	1,584	1,437
原子力	0	0	0	0
火 力	1,247	1,262	1,263	1,197
水 力	78	76	76	86
揚 水	138	154	153	133
風 力	1	1	1	1
地 熱	17	17	17	17
融 通	35	71	70	0
新電力等	3	3	3	3
供給力－需要	49	48	48	136
(予備率%)	(3.3)	(3.1)	(3.1)	(10.5)

出典：九州電力（株）資料

(注1) 今冬の電力需要は、節電に関する需要家アンケートの結果に基づき、平成24年度冬の節電効果▲75万kWの約8割の▲63万kW（平成22年度冬季最大電力比▲4.1%）を定着節電として見込む。

(注2) 四捨五入の関係で合計値が合わないことがある。

2 節電の基本方針

○目的

電力需給の十分な改善が見込めない状況を踏まえ、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、県民、事業者、行政の各主体がエネルギーを効率的に利用し、家庭生活や経済活動に支障を生じさせることなく節電を定着させることによって、電力需給の安定化を目指す。

○節電推進の目標

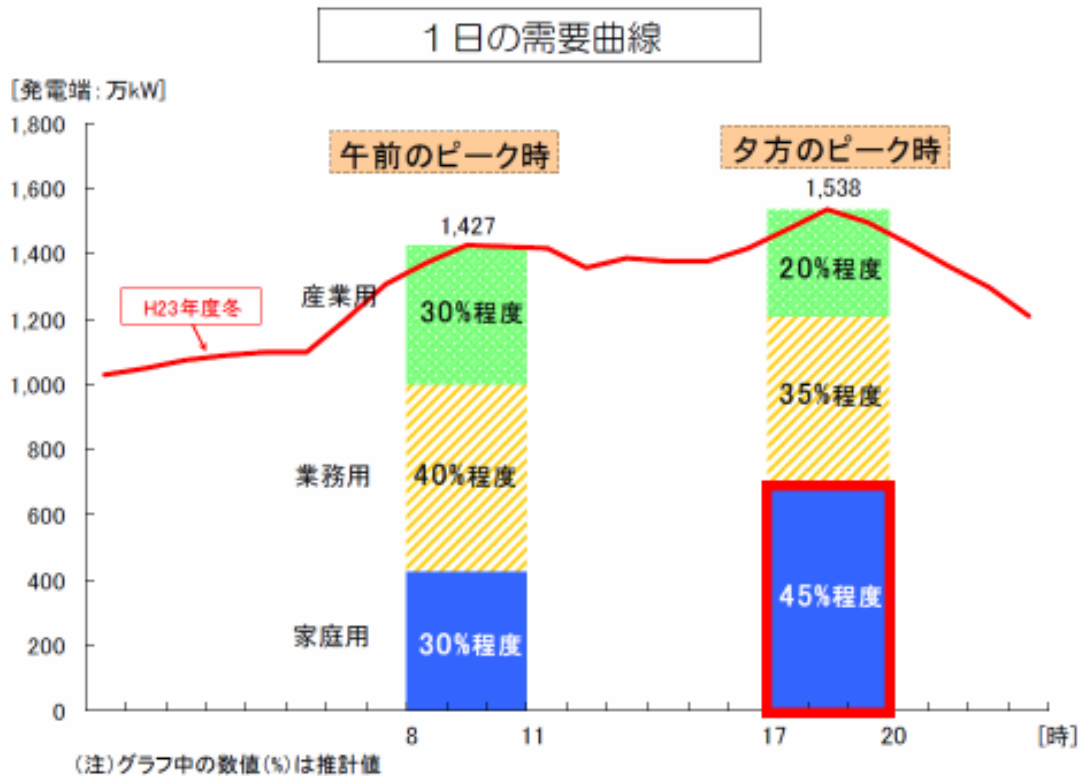
これまでの節電対策の取組みを可能な範囲で継続・推進し、家庭生活や経済活動に無理が生じない範囲での「節電」の定着を図る。但し、被災地、高齢者や乳幼児等の弱者に配慮する。

○実施期間・時間

平成25年12月2日（月）から平成26年3月31日（月）までの平日（ただし、12月30日（月）及び31日（火）並びに1月2日（木）及び3日（金）を除く）8時から21時までとする。

冬季は、暖房の使用量が多くなる午前（8時～11時頃）と照明や家庭用需要が多くなる点灯帯（17～20時頃）に需要のピークが発生する傾向にあり、この時間帯の取組みが重要となる。特に、家庭用需要が高まる点灯帯の節電に重点的に取り組むこととする。

□冬季における電力需要の推移



出典：九州電力（株）資料

3 節電の取組み

(1) 県から九州電力(株)への要請

県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ・ 安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保、燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ・ 本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。
- ・ 電力需要の急増や発電設備等の計画外停止などにより、万が一需給ひっ迫の恐れがある場合においては、需要家に対し迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、県民生活や県内経済活動への影響を最小化するため、追加の供給力対策を早急に講ずること。

(2) 県自らの取組み

これまでの成果を踏まえ、全ての県機関（知事部局、教育庁、警察本部）において、「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で節電に取り組み、平成25年12月～平成26年3月の電気使用量について、昨年度冬の実績（平成22年度比マイナス12%）と同等の抑制を目指す。

また、発電所の計画外停止や気温の急激な変化による電力需要の増加等により、電力需給がひっ迫する場合には、予め定めた追加のピークカット対策を実施するとともに、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□平成24年度冬（平成24年12月から平成25年3月）の県機関における節電実績

（平成22年度比）	12月	1月	2月	3月	12月～3月合計
知事部局（議会棟含む）	▲10%	▲17%	▲13%	▲20%	▲15%
行政棟	▲26%	▲27%	▲23%	▲25%	▲25%
行政棟以外	▲5%	▲14%	▲11%	▲19%	▲12%
教育庁	▲1%	▲13%	▲10%	▲14%	▲10%
警察	▲5%	▲14%	▲9%	▲17%	▲11%
合計	▲4%	▲14%	▲11%	▲17%	▲12%

《県機関の数値目標》

平成23年度冬の実績（平成22年度比6%抑制）を上回る電気使用量の抑制^(注)

(注)九電管内全体は数値目標なし(平成22年度比4.5%抑制する定着節電値が目安)

【省エネ・節電対策】

(1) 空調管理の徹底

- ・ 設定温度 18℃を徹底する（執務室で快適に過ごせるよう重ね着などを心がける）。
- ・ ブラインドの適切な調整により、暖気を逃がさないようにする。

(2) エレベータの稼働台数の削減

- ・ 利用頻度に応じたエレベータの稼働台数削減を継続する。

□エレベータの稼働台数

≫本庁舎行政棟エレベータ（全12台）の稼働台数削減例

8:00 ~ 9:00	稼働台数	8台	(4台×2ヶ所)
9:00 ~ 18:30	"	6台	(3台×2ヶ所)
18:30 ~ 翌8:00	"	4台	(2台×2ヶ所)

≫警察本部庁舎エレベータ（全7台）の稼働台数削減例

7:00 ~ 20:00	稼働台数	5台
20:00 ~ 翌7:00	"	2台

(3) 冷水器等の使用中止・撤去

- ・ 庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で引き続き使用中止または撤去する。
- ・ 県民の利用を目的とした県有施設内に設置しているトイレのエアータオルについて、施設の実態に応じ、支障のない範囲で使用を中止する。

(4) 給排気ファンの稼働時間の短縮

- ・ 庁舎内に設置している給排気ファンの稼働時間を短縮する（間欠運転の実施）。

(5) 庁舎・施設内の照明の間引き

- ・ 「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きを行う（照度基準500ルクス維持）。

(6) 昼休みの消灯等の徹底

- ・ 職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてパソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
- ・ 必要な場合を除いてコピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。

(7) パソコンの消費電力の削減

- ・ 席を離れるなどして一定時間パソコンが未使用状態になった場合、自動的に省電力モードに切り換わるように設定する。
- ・ 業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

(8) 退庁時の待機電力削減の徹底

- ・ 退庁時は、パソコン、コピー機、電気ポット等の電化製品について、主電源オフやプラグを抜くことにより、待機電力の削減を徹底する。

(9) 時間外勤務縮減の取組み

- ・ 毎週水曜日の定時退庁日とは別に、毎週金曜日を「省エネ・ノー残業デー」として設定するなど、時間外勤務の縮減と消灯の取組みを徹底する。災害やその他突発的な業務により、やむを得ず残業する場合も、必要な箇所のみ点灯し、部分消灯を徹底する。

(10) マイボトル運動の推進

- ・ 電気ポット等の使用を抑制するため、マイボトル運動（水筒、タンブラーなどの飲料容器（マイボトル）を持参する運動）を推進する。

(11) 職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化

- ・ 職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。

(12) 県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施

- ・ 県有施設等において、再生可能エネルギー導入、省エネ対策をできる限り早期に実施し、今冬における電力需要抑制に最大限取り組む。

□再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施の状況（平成25年度当初予算計上分）

	当初計画	変更後
県立学校への太陽光発電設備の設置	平成26年3月末完了予定	平成26年1月～2月末完了予定
道路照明のLED化	平成26年3月末完了予定	平成25年12月末完了予定
下水道施設の照明改修	平成26年3月末完了予定	平成26年1月末完了予定
LED信号機への更新	平成26年3月末完了予定	平成25年11月末完了予定

(13) 庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請

- ・ 自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を要請する。

【ピークカット対策】

点灯帯（17時～20時頃）に、電力需要の最大ピークが発生する傾向にあるため、この時間帯に以下の取組みを実施する。

(1) 電気ポット等の使用停止

17時～20時における電気ポット等の使用を停止する。

(2) コピー機・プリンターの使用台数の削減

17時～20時における執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則1台とする。

【追加のピークカット対策】

政府により「電力需給ひっ迫警報」が発出された場合（予想使用率97%超過）、追加の節電対策を実施する。

- (1) 電気ポット等の使用停止【電力需給ひっ迫警報発出時】
警報発令時間帯において、電気ポット等の使用を停止する。
- (2) コピー機・プリンターの使用台数の削減【電力需給ひっ迫警報発出時】
警報発令時間帯において、執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則1台とする。
- (3) 県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施【電力需給ひっ迫警報発出時】
県有施設それぞれの業務実態に応じ、効果的な対策を実施する。

□各施設におけるピークカット対策例

施設	内容
九州歯科大学	可能な範囲での実験時間の変更
福岡女子大学	
福岡県立大学	
農業総合試験場	計測機器等の使用時間の変更
森林林業技術センター	
水産海洋技術センター	
県営公園	公園内噴水等修景施設の運転停止
浄化センター	汚水ポンプ・送風機の運転時間の変更 換気設備の運転時間の削減
北九州勤労青少年文化センター	利用者の状況に応じた室内照明・外灯、空調機器稼働停止
福岡県工業技術センター	乾燥機など機械設備の使用時間帯の調整

(3)事業者における取組み

○基本的な考え方

経済活動に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、節電の定着を要請する。但し、被災された地域の需要家には、特に無理のない範囲での協力をお願いする。

数値目標を設けない節電の目安としては、平成22年度冬季の使用最大電力(kW)の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲4.1%を参考とする。

□オフィスビルでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	執務室エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。	3%	
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	4%*	
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%	
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□卸・小売店での節電メニュー

4つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	3%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	8%*	
冷凍冷蔵	業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□食品スーパーでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	2%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	1%未満*	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)は空調を停止する。	1%未満	
冷凍冷蔵	業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	6%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□医療機関での節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	3%	
	使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	3%	
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%未満	
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃さないようにする。	1%未満	

□ホテル・旅館での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	14%	
空調	使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	1%	
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を19℃とする。	2%※	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□飲食店での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	10%	
空調	店舗の室内温度を19℃とする。	2%	
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	1%未満	

□学校（小中高）での節電メニュー

照明での基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	15%※	
	点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%	

※ 約4割減の場合

□製造業での節電メニュー

製造業は業種ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

	機械・設備毎 の節電効果	チェック
生産設備の節電メニュー		
不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—	
電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。 (節電効果：保温施工の実施例)	7%	
ユーティリティ設備の節電メニュー		
使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。(節電効果：単機における0.1MPa低減時)	8%	
コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合わせる]。(節電効果：単機における吸気温度10℃低減時)	2%	
負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(節電効果：コンプレッサ5台システムでピーク負荷60~80%の場合)	9%	
インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。 (節電効果：弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が80%となった場合)	15%	
冷凍機の冷水出口温度を高めめに設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(節電効果：利用側の状況を確認しながら7℃→9℃へ変更した場合)	8%	

生産活動への実質的な影響が少ない一般設備を中心とした節電をお願いします。

一般設備（照明・空調）の節電メニュー			
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—	
	白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。 (節電効果：白熱灯60W→①電球形蛍光ランプ、②LED照明、に交換した場合)	①76% ②85%	
空調	工場内の温度を19℃とする。 (節電効果：室内温度設定を3℃下げた場合)	27%	
	外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。(節電効果：換気ファンの間欠運転または停止により30%導入量を低減した場合)	34%	

経済産業省「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）（平成25年11月）」より引用

○事業者に対する周知等

- ・業界団体を通じ、「福岡県における冬季の節電への取組み」を事業者に周知する。
- ・「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者に配布する。
 <問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係 (092-643-3356) >
- ・県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者に節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

○事業者における節電の取組みに対する県の支援

セミナーの開催

- ・セミナーの開催により、効果の高い節電対策等の情報提供を行う。
 - <省エネ講座（業務部門編）>
開催日：平成 25 年 11 月 20 日、12 月 18 日、平成 26 年 1 月 15 日
場 所：福岡県中小企業振興センター（福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号）
 - <省エネ講座（産業部門編）>
開催日：平成 25 年 11 月 28 日、12 月 19 日、平成 26 年 1 月 24 日
場 所：福岡県中小企業振興センター（福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号）
 - <省エネ・節電現場講習>
開催日：平成 26 年 2 月予定
場 所：未定
 - <省エネ・節電事例発表>
開催日：平成 26 年 3 月予定
場 所：未定
- <問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）>

相談対応及び専門家派遣

- ・財団法人福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会で県内事業者からの相談に対応する。
 - <問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター（092-622-6680）>
 - <問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会（092-622-8780）>
- ・一般財団法人九州環境管理協会で、節電に関する専門的な相談に対応する。
 - <問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）>
- ・事業者の求めに応じ、省エネの専門家を派遣しアドバイスを行う。
 - <問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会（092-662-0410）>

省エネ機器や設備等の導入支援

- ・省エネ設備、自家発電装置、高効率照明等の導入について低利融資等を行う。

○福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の概要

- ・融資限度額 : 4,000 万円以内
- ・融資期間 : 10 年以内
- ・利率 : 1.3%

<問い合わせ先：県庁 循環型社会推進課 リサイクル係（092-643-3372）>

○小規模企業者等設備導入資金の概要

（設備資金貸付）

- ・貸付金額 : 25 万円～6,000 万円（設備資金の 1 / 2 以内）
- ・貸付利率 : 無利息
- ・貸付期間 : 7 年以内

（設備貸与）

- ・貸与額 : 50 万円～8,000 万円
- ・貸付利率 : 割賦販売 年 1.55%～3.05%
- リース 年 1.343%～3.025%

- ・貸付期間 : 7年以内
 <問い合わせ先: 財団法人福岡県中小企業振興センター (092-622-6322) >

○長期経営安定資金の概要

- ・融資限度額 : 1億円以内
- ・利率 : 5年以内 1.7%
 : 5年超 1.8%
- ・保証料率 : 0.25%~1.77%
 ※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。
- ・融資期間 : 10年以内 (据置2年以内)
 <問い合わせ先: 県庁 中小企業経営金融課 金融係 (092-643-3424) >

- ・県庁ホームページを活用し、国の補助制度 (ビル等におけるエネルギー管理システム導入補助等) に関する情報発信を行う。

その他

- ・環境認証 (エコアクション21) 取得の支援を行う。
 <問い合わせ先: 県庁 環境保全課 地球温暖化対策係 (092-643-3356) >

(4) 県民(家庭)における取組み

○基本的な考え方

家庭生活に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、無理のない範囲での節電の定着を要請する。特に、家庭においては、点灯帯 (17時~20時頃) の時間帯に電力需要が高まる傾向にあることから、この特徴に配慮した節電の取組みをお願いする。

但し、被災された地域の方々や、高齢者の方々等にはそれぞれの事情のもと、無理のない範囲で協力をお願いする。

数値目標を設けない節電の目安としては、平成22年度冬季の使用最大電力 (kW) の値を基準とし、九州電力管内における節電の定着分として見込まれている▲4.1%を参考とする。

□県民 (家庭) における節電メニュー (通常、エアコンを使用される家庭)

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
エアコン	重ね着などをして、室温 20℃を心がける。	7%※1	
	窓には厚手のカーテンを掛ける。	1%	
照明	不要な照明をできるだけ消す。	4%	
テレビ	画面の輝度を下げる。	2%※2	
	必要な時以外は消す。		
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	1%	
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。		
	食品をつめこまないようにする。		
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。	1%	
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。		
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1%	
	不使用時はふたを閉める。	未滿	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	1%	
	使わない機器はプラグを抜く。		

※1 エアコンの設定温度を2℃下げた場合 ※2 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

□県民（家庭）における節電メニュー（通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭）

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
照明	不要な照明をできるだけ消す。	6%	
テレビ	画面の輝度を下げる。 必要な時以外は消す。	3%*	
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。 扉を開ける時間をできるだけ減らす。 食品をつめこまないようにする。	2%	
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	2%	
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。 不使用時はふたを閉める。	1%	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。 使わない機器はプラグを抜く。	2%	

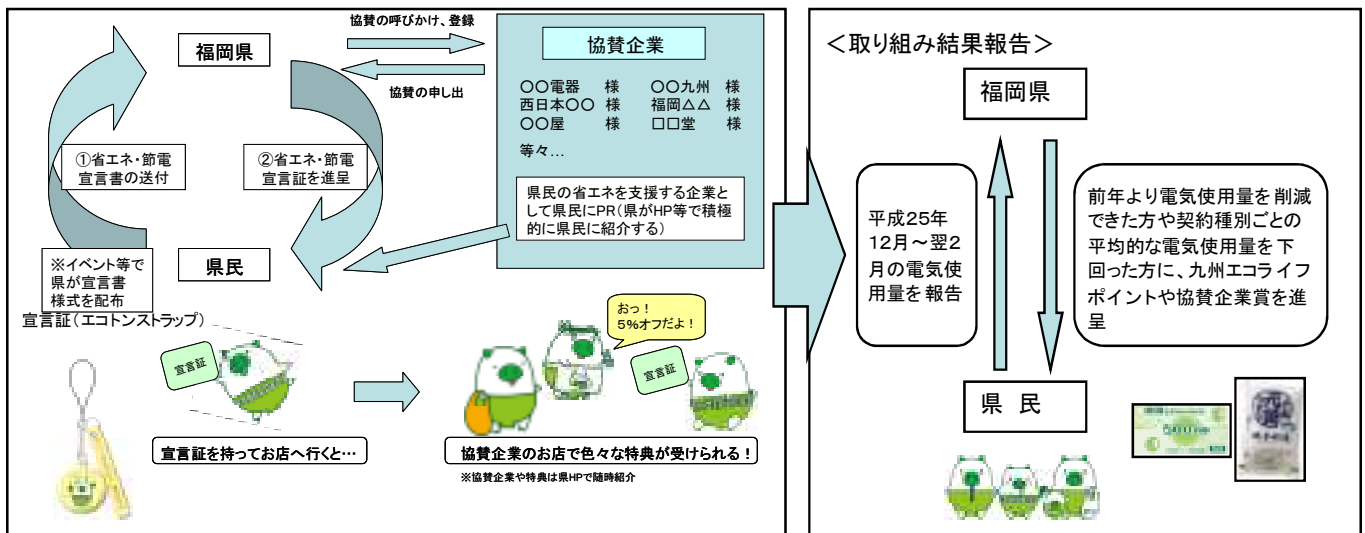
* 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

経済産業省「冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様）（平成25年11月）」より

○ふくおか省エネ・節電県民運動（検針票を見てみよう！キャンペーン）の実施

（平成25年12月2日～平成26年3月31日）

- ・「検針票を見てみよう！キャンペーン」として、県民に電気の検針票を見ていただき、前年度や前月と比較することで、省エネ効果を把握していただく。
- ・省エネ・節電宣言を行った県民を対象に、省エネ・節電宣言証（携帯ストラップ）を進呈し、協賛企業で賞品の割引などの特典を付与する。
- ・12月～翌2月の電気使用量が、前年よりも削減できた方や契約種別毎の平均的な電気使用量を下回った方に、抽選で九州エコライフポイントや協賛企業賞を進呈する。



※九州エコライフポイントとは…

家庭や地域における地球温暖化防止対策を推進するため、九州各県及び経済団体、企業等が協同で実施する新たなポイント制度で、節電の取組みや環境保全活動への参加、省エネ製品等の購入にされた住民の皆さんに、九州の店舗等での買い物に利用できるポイントが交付されます。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

○県民（家庭）に対する周知等

・県広報誌（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

・「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

・地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。

＜問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）＞

・県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めた再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。

＜問い合わせ先：県庁 県民情報広報課 広聴係（092-643-3103）＞

・県庁ホームページを活用し、国の補助制度（住宅用太陽光発電、民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。

・福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）

＜問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）＞

(5)県民・事業者への速やかな情報提供

県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する情報や支援策等を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。

また、電力需給がひっ迫する場合には、県民、事業者に対し、迅速な情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□主な県広報媒体

広報媒体名		掲載予定等
福岡県だより （全戸配布広報紙）		1月号（12月15日～1月15日配付）に記事を掲載予定
福岡県政だより （新聞定期広告）		12月号（12月15日発行）に記事を掲載予定
福岡県からのお知らせ	テレビ	12月8日に放送予定 TNC「ふくおかにリンク（LinQ）」（日曜8:55～9:00）
	ラジオ	12月に放送予定 FM福岡「福岡県だより」（月・木曜9:35～9:40）
県庁ホームページ		〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/ 「節電・省エネルギーの情報サイト」 〈URL〉 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/setsuden7.html
ふくおかエコライフ 応援サイト		〈URL〉 http://www.ecofukuoka.jp/
県エネルギー総合情報ポータル サイト「ふくおかのエネルギー」		〈URL〉 http://www.f-energy.jp/

(6)市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- ・市町村及び関係団体に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図り、県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- ・節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電の取組みを推進することや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。

(7)電力供給力確保に向けた取組み

○県自らによる供給力確保対策

- ・県企業局が運営する水力発電所及び県が出資する大牟田リサイクル発電(株)が運営するRDF(ごみ固形化燃料)発電からの電力供給の確保に努める。

○市町村運営のごみ発電施設への協力要請

- ・可能な範囲で電力需要等に応じた発電実施を要請する。
- ・対応可能な範囲でメンテナンス実施時期変更を要請する。

本資料(福岡県における冬季の節電への取組み)に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

(福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室)

☎092-643-3148

※本資料は、県庁ホームページ「節電・省エネルギーの情報サイト」

<URL> <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/setsuden7.html>

に掲載しています。